

■ 中小企業信用保険法における中小企業の定義

中小企業者とは、下記の資本金又は従業員数のいずれかに該当している必要があります。

1 法人事業所・個人事業所

業 種	資本金 (出資総額)	従業員数 (常時雇用)
製造・運送・建設業等 (下記以外のもの)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※ ゴム製造業(一部業種を除く)は従業員 900人以下

2 医業

区分	従業員数 (常時雇用)
法人	300人以下
個人	100人以下

3 組合

中小企業信用保険法の要件を満たす組合も対象となります。

4 NPO法人

中小企業信用保険法の要件を満たすNPO法人も対象です。
(経営向上小口・創業除く)

■ 共通提出書類

提出書類	法人	個人
①熊本市中小企業融資制度申込書	○	○
②印鑑証明書(写)	○	○
③決算書(直近2期)(写)	○	
④確定申告書(直近2期)(写)		○
⑤市県民税・法人市民税等の納税証明書等(写)	○	○
⑥商業登記簿謄本(写) * 保証協会利用が初めての場合	○	
⑦定款(写) * 保証協会利用が初めての場合	○	
⑧その他信用保証協会・金融機関が必要とする書類	○	○

■ 熊本市中小企業融資制度の詳細については下記の機関にご相談ください。

くまもと森都心プラザ ビジネス支援センター (TEL 355-7402 FAX 355-7412)
〒860-0047 熊本市西区春日1丁目14-1 くまもと森都心プラザ4F

当センターは、中小企業者や創業を志す方を支援する新たな拠点として、経営上の問題や創業に向けた課題解決のための専門家による相談・アドバイスや熊本市の融資制度等に関する相談・説明を行うとともに、中小企業の人材育成支援やビジネス情報の発信など幅広いサービスを提供します。

熊本商工会議所経営支援部 (TEL 354-6688 FAX 326-8343)

熊本市内 各商工会 各取扱金融機関本・支店

熊本市商業金融課 金融支援班

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 熊本市役所本庁 8F

TEL 328-2424

FAX 324-7004

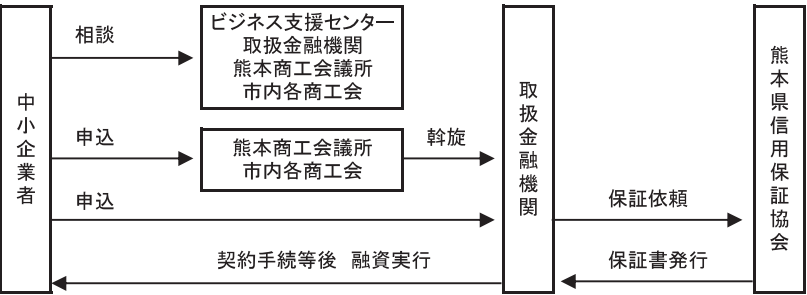
令和3年度(2021年度) 熊本市中小企業融資制度のご案内

制度融資のしくみ

この融資は、熊本市が熊本県信用保証協会と金融機関の協力を得て実施しているもので、金融機関が本市の定める条件に沿って保証協会の信用保証を付けて融資を行います。

信用保証協会とは、中小企業者の方が金融機関から貸付等を受けるときに、その債務を保証することを主たる業務とし、中小企業者の方に対する金融の円滑化を図ることを目的とする公的な保証機関です。

< 相談・申込から融資実行まで >



申込みができる方

熊本市の中小企業融資制度の申込にあたっては、概ね次のような要件が必要となります。制度ごとに融資要件は異なりますので、詳しくは裏面をご覧ください。

1 中小企業者であること

中小企業信用保険法の要件を満たすNPO法人も対象です(一部制度を除く)

2 熊本市内に1年以上居住していること (一部例外あり)

3 同一事業を1年以上継続して営んでいること (一部例外あり)

(営業に際し許認可等を必要とする業種を営む場合は、上記に加え許認可等の取得日から起算し、1年以上経過していること)

4 定められた市税を納めていること

(納税がない場合は、非課税措置又は免税措置を受けていること)

5 熊本県信用保証協会の保証対象業種であること

※下記の方は申込みができません

- ・信用保証協会の保証付融資について延滞等の債務不履行がある方
- ・信用保証協会の代位弁済となっている方及びその連帯保証人の方
- ・最近2か年以内に金融機関の取引停止処分を受けた方
- ・暴力団員等反社会勢力(信用保証委託契約書の第3条に該当する方)

【熊本市の中小企業融資制度】												
2021年4月1日現在												
こんなとき	制度名	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間及び利率	保証料率	責任共有制 有 度	連帯保証人	返済方法	相談窓口	受付窓口	
新規開業や転業・多角化によって事業を始めるとき	創業サポート資金	● 新規開業（開業後1年未満の者を含む） ①市内に居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験があり、1月以内 ^注 に新たに事業を開始する者（2月以内 ^注 に新たに会社を設立する者） ②市内に居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験が無く、1月以内 ^注 に新たに事業を開始する者（2月以内 ^注 に新たに会社を設立する者）（学生については、学校の推薦を受けた者） 注）産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業により支援を受けた者は、6月以内 ※熊本県外に住民登録後1年以上経過し、定住を目的として熊本市内に住民登録後、1年以内の者は、保証料の特例あり ※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第2号ア、ウに該当する者は、保証料補給の特例あり	運転資金 設備資金	①2, 000万円以内 ②500万円以内	3年以内 固定 年1.30%以内 5年以内 固定 年1.45%以内 7年以内 固定 年1.60%以内 （据置 1年以内）	年0.35% ※特例対象者 保証料補給全額	対象外	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	元金均等月賦返済		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本商工会議所 市内各商工会	
		● 転業・多角化 市内に居住し、かつ市内において同一事業を3年以上継続して営んでいる者 転業・多角化前であること ※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第2号イに該当する者は、保証料補給の特例あり	運転資金 設備資金	1, 000万円以内	7年以内 固定 年2.00%以内 （据置 1年以内）	年0.25%～1.70% 保証料補給 2分の1 ※特例対象者 全額	対象					
運転資金や設備資金が必要なとき	小口資金	● 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ● 従業員20人以下であること	運転資金 設備資金	1, 000万円以内	30か月 固定 年2.00%以内 45か月 固定 年2.10%以内 60か月 固定 年2.20%以内 （据置 6か月以内）	年0.45%～1.25% 保証料補給 2分の1	対象	ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	元金均等月賦返済	ビジネス支援センター 取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合 熊本商工会議所 市内各商工会	
	経営向上小口資金	● 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ● 従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）であること ● この融資と既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2, 000万円の範囲内であること ※認定支援機関を活用し、事業改善に取り組む企業者は、保証料補給の特例あり ※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第1号に該当する者は、保証料補給の特例あり	運転資金 設備資金	1, 000万円以内	3年以内 固定 年1.70%以内 4年以内 固定 年1.80%以内 5年以内 固定 年1.90%以内 （据置 6か月以内）	年0.5%～2.20% 保証料補給 2分の1 ※特例対象者 全額	対象外		一括又は分割返済			肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合 熊本商工会議所 市内各商工会
	経営安定資金	● 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者及び組合	運転資金 設備資金	3, 000万円以内 1組合 4, 000万円以内	3年以内 固定 年2.10%以内 5年以内 固定 年2.20%以内 7年以内 固定 年2.30%以内 （据置 6か月以内）	年0.25%～1.70%	対象		元金均等月賦返済			肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本商工会議所 市内各商工会
短期資金が必要なとき	短期資金	● 市内に6か月以上居住し、かつ同一事業を6か月以上経営している中小企業者	運転資金 設備資金	500万円以内	保証付の場合 1年以内 固定 年1.95%以内 保証付でない場合 1年以内 固定 年2.10%以内	保証付の場合は 年0.25%～1.70%	対象	保証付の場合 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く 保証付でない場合 取扱金融機関の定めるところとする	一括又は分割返済		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜率銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	
大型店の進出・撤退で影響があったとき 倒産企業に対し回収が難しい債権があるとき 災害により被害を受けたとき	経営安定特例資金	● 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上（天災地変・火災の場合6か月以上）経営している中小企業者 ①大規模小売店（床面積1000㎡以上）の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めたもの ②倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めたもの ③天災地変・火災により被害を受けた中小企業者 ④大規模小売店の撤退、譲渡、又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めたもの ※上記4項目については融資申込前に市の認定が必要となります。なお、認定に要する期間は、申請から交付まで2週間程度かかります。	運転資金 設備資金 （①④については設備資金のみ）	1, 500万円以内	7年以内 固定 年2.00%以内 （据置 1年以内）	年0.25%～1.70%	対象	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	元金均等月賦返済		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合 熊本商工会議所 市内各商工会	
経済環境の変動で事業活動に支障があるとき	経済環境変動対策資金	● 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ● 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき指定された業種で、融資申込以前1年以内のいずれか連続した3か月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較し5パーセント以上減少している者	運転資金	1, 500万円以内	7年以内 固定 年1.85%以内 （据置 6か月以内）	年0.25%～1.70%	対象				肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合 熊本商工会議所 市内各商工会	
公害防止施設の設置や改善が必要なとき	公害防止	● 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ● 公害防止に関し、市長が必要と認めた施設	設備資金	800万円以内	7年以内 固定 年2.20%以内 （据置 6か月以内） 利子補給 全額	年0.69% 保証料補給 全額	対象				肥後銀行 熊本銀行 熊本商工会議所 市内各商工会	
地下水使用の合理化を図る施設・設備の設置や改善を行うとき	地下水使用合理化設備資金	● 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ● 地下水の使用合理化を図るものとして市長が認めた施設・設備	設備資金	1, 000万円以内	3年以内 固定 年2.00%以内 5年以内 固定 年2.10%以内 7年以内 固定 年2.20%以内 （据置 6か月以内） 利子補給 全額	年0.25%～1.70% 保証料補給 全額	対象				肥後銀行 熊本銀行 熊本商工会議所 市内各商工会	
新エネルギー・省エネルギー等設備導入のとき	新エネルギー設備等資金	● 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ● 環境負荷低減を図るものとして市長が認めた設備等 ①太陽光発電システム、ペレットボイラー、燃料電池などの新エネルギー設備 ②高効率空調機、高効率給湯機、LED照明などの省エネルギー設備 ③電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の4種類の自動車 ※上記3項目については、融資申込前に市の認定が必要となります。なお、認定に要する期間は、申請から交付まで2週間程度かかります。（内容により即日交付する場合もあります。）	設備資金	1, 000万円以内	10年以内 固定 年1.80%以内 （据置 1年以内）	年0.45%～1.90% 保証料補給 2分の1	対象				肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜率銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫 熊本商工会議所 市内各商工会	
協同組合などで事業の高度化や近代化を行うとき	高度化資金	● 事業協同組合・商店街振興組合・生活衛生同業組合等、及びその組合員	運転資金 設備資金	1組合 8, 000万円以内 1組合員 2, 000万円以内	8年以内 固定 年2.35%以内	保証付の場合は 年0.45%～1.90%	対象	取扱金融機関の定めるところとする			肥後銀行 熊本銀行 商工組合中央金庫	

中小企業者のための融資制度です
お気軽にご相談ください
熊本市

中小企業者のための融資制度です お気軽ににご相談ください

熊本市